

許可番号 第06-06号

一般廢棄物收集運搬業許可証

住 所 鶴岡市白山字村北128番地11
(所 在)

氏名 有限会社大瀧商店
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 大瀧 悟

第7条 第1項

第7条の2第1項

許可の年月日 令和 6年 4月 1日
許可の有効期限 令和 8年 3月 31日

1 事業の範囲	事業系一般廃棄物（積替え保管なし） 粗大ごみ（積替え保管含む） 特定家庭用機器再商品化法対象品目（積替え保管含む）
2 許可の条件	裏面記載のとおり
3 許可の更新、 変更の状況	平成 5年 4月 1日 許可新規 平成 6年 4月 1日 許可更新 平成 7年 4月 1日 許可更新 平成 8年 4月 1日 許可更新 平成 9年 4月 1日 許可更新 平成10年 4月 1日 許可更新 平成12年 4月 1日 許可更新 平成14年 4月 1日 許可更新 平成16年 4月 1日 許可更新 平成18年 4月 1日 許可更新 平成20年 4月 1日 許可更新 平成22年 4月 1日 許可更新 平成24年 4月 1日 許可更新 平成26年 4月 1日 許可更新 平成28年 4月 1日 許可更新 平成30年 4月 1日 許可更新 令和 2年 4月 1日 許可更新 令和 4年 4月 1日 許可更新 令和 5年 9月30日 本店移転 令和 6年 4月 1日 許可更新

一般廃棄物収集運搬業の許可条件

- 1 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等並びに鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下、「条例」という。）等を遵守し、特に一般廃棄物の収集運搬等に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の基準を遵守すること等により適切な収集運搬業務を遂行する。
本条件に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為があった場合は、許可の取り消し、又は業務の停止を命ずることがある。
- 2 許可収集運搬範囲は、鶴岡市内の事業所及び商店などから排出される事業系一般廃棄物（塵芥）とする。
ただし、粗大ごみ及び引越し等の多量ごみ並びに特定家庭用機器再商品化法対象品目については、一般家庭からの収集運搬も含むものとする。
- 3 一般廃棄物の搬入先
 - (1) 事業系一般廃棄物及び一般家庭からの収集した「燃やすごみ」は、分別と水切りを徹底し、鶴岡市焼却処理施設（宝田3-13-6）に搬入する。
 - (2) 「粗大ごみ」は、分別を徹底し、(株)管理システム中間処理施設（様代字早坂686）及びウイズ環境（株）中間処理施設（西目字水上沢129-5）に搬入する。
 - (3) 「粗大ごみ」等の残渣は適正な処分を行うこと。
 - (4) 「特定家庭用機器再商品化法」に係る品目については、次の指定引取場所へ搬入すること。
東北三八五流通（株）酒田引越センター 酒田市広栄町1-2-1
- 4 収集した一般廃棄物及び一般廃棄物から排出される汚水等は、収集運搬途中に飛散・流出しないよう十分配慮しなければならない。万一路面等に飛散・流出した場合は、速やかに清掃しなければならない。
- 5 一般廃棄物収集運搬業の許可に係る権利を他に譲渡又は業務の代行をさせてはならない。
- 6 事業の全部もしくは一部の廃止、又は住所等の変更があった場合は、条例第7条第1項の規定により、10日以内に届けなければならない。（様式第7号）
- 7 鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条の規定により、当該月毎の収集実績を翌月の5日まで報告（様式第13号）しなければならない。
- 8 一般廃棄物を収集運搬する車両は、車両の左右の側面に『一般廃棄物収集運搬車（鶴岡市許可）』と表示すること。
- 9 その他、市長が必要と認めた報告書又は資料等の提出について、その指示に従わなければならない。